

公の施設の指定管理者制度に関する指針 (改訂版)

平成27年6月

蕨 市

目次

1 改訂に至る経緯	1
2 指定管理者制度について	1
3 指定管理者制度導入についての考え方	2
4 指定管理者の指定の手続	4
5 導入・更新手続きの流れ	6
6 個人情報保護及び情報公開について	7
7 施設の改修等の実施区分	7
8 苦情等への対応	7
9 モニタリングの実施	8
10 リスクへの適切な対応	8

1 改訂に至る経緯

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、その管理運営する者について、公共団体、公共的団体や市の出資法人等に限らず、民間事業者、NPO、地域住民等を含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

本市は、これを受け、平成17年7月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」（以下、「指針」という。）を定め、指定管理により、一層の市民サービスの向上と効率的な運営が図れる施設について、指定管理者制度の導入を推進している。各施設の指定期間については、施設の特性等により異なるものの、平成27年度をもって、全ての指定管理者導入施設の指定期間が同時に終了を迎えることになる。

また、平成22年12月28日付けで、国から地方自治体に対して、指定管理者制度の適切な運用に努めるよう、留意すべき点に関する助言が行われている。

このような状況のもと、本市における指定管理者制度の成果と課題並びに国の助言の趣旨を踏まえて、指定管理者制度の更なる円滑な運用と推進を図るため、指針の改訂を行うものである。

2 指定管理者制度について

(1) 目的

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等が有するノウハウを活用することで、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応するとともに、**市民サービスの質の向上を図ることで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的としている。**

(2) 内容

指定管理者制度は、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に、公の施設の管理を行わせることができる制度である。指定管理者制度を導入する場合には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲など必要な事項は条例で定めることとされており、指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ、議会の議決が必要である。

【参考】「公の施設」について

地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、行政が住民のためにさまざまなサービスを提供する施設で、公の施設の条件としては次のとおりである。

- (1) 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。
- (2) 住民の福祉を増進する目的をもって設けている施設であること。
- (3) 普通地方公共団体が設ける施設であること。

公の施設の利用関係については、同条第2項及び第3項で「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定されている。また、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めることとされている。

3 指定管理者制度の導入についての考え方

本市の公の施設に指定管理者制度を導入するに当たっては、施設の設置目的に合った効果的な管理運営を行い、市民サービスの向上や施設の活性化を図ること、民間事業者等が有する高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用すること、効率的・効果的な施設運営を図ること等を目的として、次の考え方により進める。

(1) 指定管理者制度の導入の検討にあたっての視点

- ①法令等において民間事業者等が行うことに明確な制約がない。
- ②利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- ③民間事業者等に委ねることで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- ④民間事業者等に委ねることで、経費の節減が図られる可能性がある。
- ⑤同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。
- ⑥施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。

(2) 既に指定管理者制度を導入している施設

本市では、指針に沿って、平成18年4月に蕨市民会館など9つの施設に指定管理者制度を導入し、更に平成22年10月には、新たに設置した「旭町公民館」及び「文化ホールくるる」に指定管理者制度を導入している（下表参照）。

施設名	指定管理者	現在の指定期間	備考
蕨市民会館	一般財団法人 蕨市施設管理公社	平成23年4月1日～平成28年3月31日まで	公募
蕨市プール(中央、塚越プール)	シンコースポーツ株式会社	平成23年4月1日～平成28年3月31日まで	公募
蕨市民体育館	シンコースポーツ・毎日興業 共同事業体	平成23年4月1日～平成28年3月31日まで	公募
蕨市総合社会福祉センター内 蕨市障害者福祉センター ドリーマ松原 蕨市多機能型事業所 スマイラ松原 蕨市軽費老人ホーム ケアハウス松原	社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会	平成24年4月1日～平成28年3月31日まで	非公募
「蕨市立旭町公民館」及び 「蕨市立文化ホールくるる」	一般財団法人 蕨市施設管理公社	平成22年10月1日～平成28年3月31日まで	公募

前ページの施設については、施設の設置目的、指定管理の状況、社会的役割及び専門性並びに(1)の検討の視点から検証した上で、特段の理由がない限り、原則として指定管理者制度を継続させる。

(3) 市の直営施設及び新規開設施設

本市が直接、管理運営している公の施設については、(1)の検討の視点及び近隣自治体の状況をよく考慮する。

また、今後、新設される公の施設のうち直営によらない場合については、施設の開設にあわせて指定管理者制度を導入する。

(4) 指定期間

指定管理者の指定期間は、サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を勘案し、適切な期間を個別に設定する。

(5) 条例整備

指定管理者制度を導入することとした場合においては、当該公の施設の設置及び管理条例の改正により行い、条例に規定する必要のある主な内容は、次のとおりとする。

[条例に規定する主な内容]

① 指定管理者制度の導入

指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる旨を定める。

② 指定の手続

募集・申請の方法や選定基準等を規定する。選定する際の基準は、各公の施設の目的や態様等に応じて定める。

③ 管理の基準

市民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等)を定めるほか、事業報告書の提出、業務報告の聴取、管理を通じて取得した個人情報の取扱い等、基本的事項を定める。

④ 指定の取消し及び管理業務の停止

市が、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる条件を定める。

⑤ 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲について、使用の許可までを範囲とするかどうかを含め、施設の維持管理や運営の基本的な業務を各施設の目的や態様等に応じて定める。

⑥ 利用料金に関する事項

利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合は、その上限額や定め方などを規定する。利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者が定める。

⑦ その他必要な事項

管理費用等の細目的事項については協議により、別途、協定を締結して定める旨、また、その他必要な事項について定める。

4 指定管理者の指定の手続

指定管理者制度の導入に当たり、次のとおり指定の手続を行う。

(1) 指定管理者の募集

① 指定管理者の選定に当たっては、公募により指定管理者を募集することを原則とする。ただし、公の施設の適正な運営を確保するため必要と認めるとき、その他特別な理由があると認める場合には、公募を行わずに指定管理者を選定することができる。

② 募集の方法

募集に当たっては、次のことに留意して、公平で公正な募集に努める。

ア 情報提供は、告示、広報紙やホームページへの掲載など、幅広い広報手段により行う。

イ 募集の期間は、1か月程度とする。ただし、特別な事情がある場合は、この期間を短縮または延長することができる。

ウ 募集開始前又は募集期間中に、施設の概要、事業内容、管理経費を示す決算書類等を常時閲覧できる状態にするなど、積極的な情報の提供に努める。

③ 募集要項の作成

募集に当たっては次の事項等を明示した募集要項を作成する。

ア 公の施設の概要

イ 管理の基準及び業務の範囲

ウ 指定期間

エ モニタリングに関する事項

オ 利用料金に関する事項

カ 申請者の資格

キ 申請受付期間

ク 選定の基準

ケ 申請書類

④ 募集の庶務

募集に係る庶務は、募集を行う施設、またはその施設を所管する課（室）において処理する。

(2) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、条例に規定する選定基準等に照らして、法令等を遵守の上、最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、速やかに、全ての申請者に対して、通知書を送付する。

(4) 指定議案の提出

指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者の候補者が施設の管理業務を開始する前に、指定議案を議会に提出し、議会の議決を得る。

[指定議案の内容]

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- ③ 指定期間

(5) 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、市の財政負担の範囲を明確にするために、債務負担行為を設定する。債務負担行為は、予算議案の一つとして、議会に提出し、議会の議決を得る。

(6) 指定の通知及び告示

指定議案の議決を得た場合、速やかに指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に書面で通知するとともに、告示をする。

(7) 協定の締結

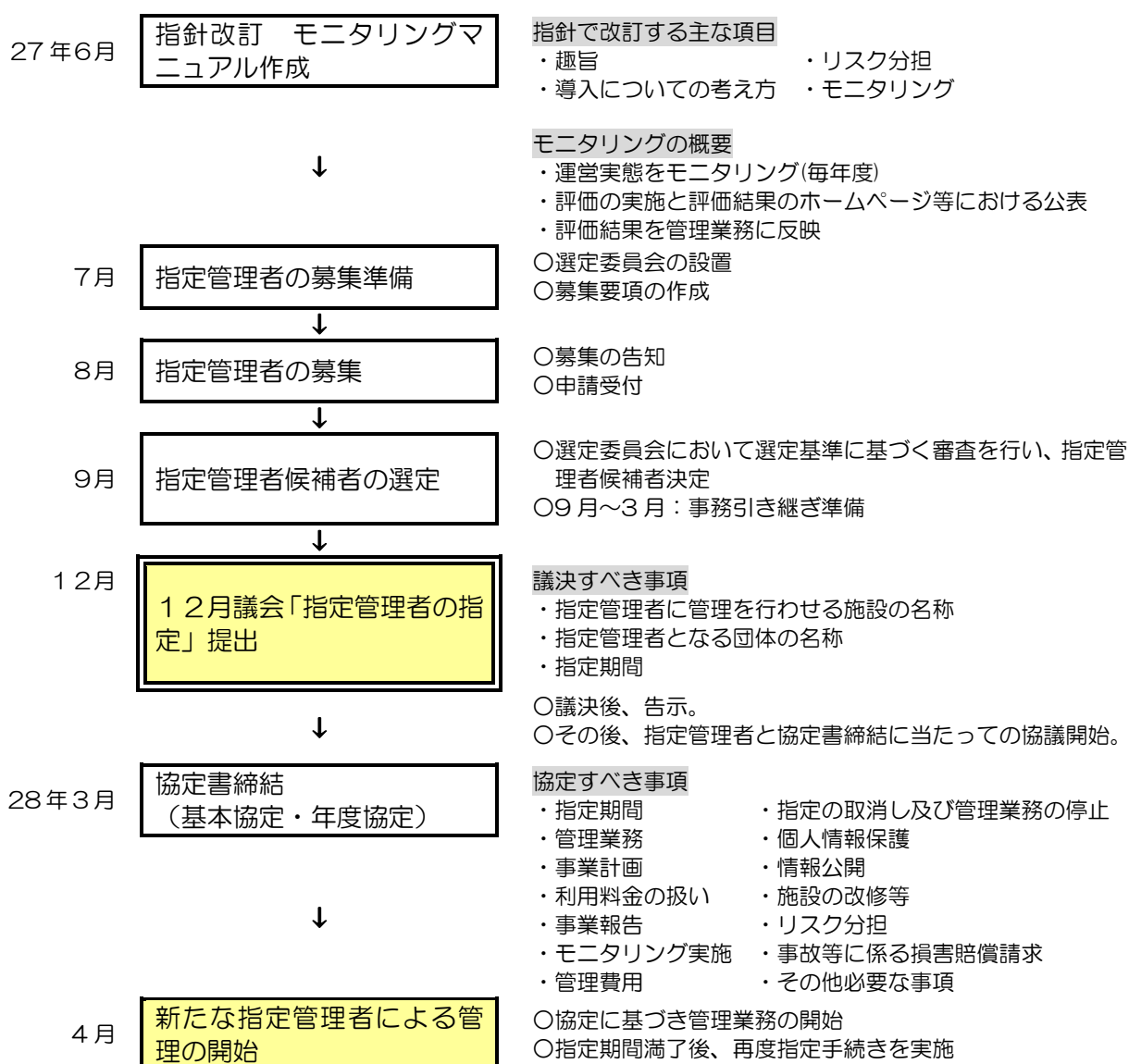
本市と指定管理者双方の意思を確認するため、管理に係る細目的事項や本市が負担する管理費用などを定めた協定書を締結し、基本的な内容として明らかにする。

[協定書に定める内容]

- ① 指定期間に関する事項
- ② 管理業務の内容に関する事項
- ③ 事業計画に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告書の提出に関する事項

- ⑥ 業務報告の聴取に関する事項
- ⑦ 管理費用に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 個人情報の保護に関する事項
- ⑩ 情報公開に関する事項
- ⑪ 施設の改修等に関する事項
- ⑫ リスク分担に関する事項
- ⑬ 事故及び損害の賠償に関する事項
- ⑭ その他必要な事項

5 導入・更新手続きの流れ



※新規に指定管理者制度を導入する施設についても、基本的な流れは同様であるが、個別施設の設置管理条例の必要な改正を指定管理者の募集の前に行う必要があるため、スケジュールを全体的に早める必要があることに留意する。

6 個人情報保護及び情報公開について

(1) 個人情報の適正な取り扱い

公の施設の管理業務を通じて、指定管理者が取り扱う個人情報について、指定管理者は、公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 秘密保持義務

指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下、「従事者」という。）は、当該公の施設の管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。このことは、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(3) 指定管理者の情報公開

公の施設の管理業務を通じて、指定管理者が取り扱う情報の管理について、指定管理者は、情報を適正に管理しなければならない。また、指定管理者は、市の情報公開制度に準じた措置を講ずるよう努めるとともに、その保有する情報について公開請求があったときは、速やかにその請求に応じるよう努めなければならない。

7 施設の改修等の実施区分

指定管理者が施設の建物、構築物、機械装置、工具器具備品について、改修、修繕、その他の現状変更を行うときは、原則としてあらかじめ市と協議し、承認を受けなければならない。その実施区分については、協定で定める。

8 苦情等への対応

(1) 施設利用許可処分に対する不服申立て及び取消訴訟

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、市長に審査請求されることになり、その処分の取消しを求める訴訟は、当該指定管理者を被告として提起されることになる。

(2) 施設利用に際しての苦情等の対応

指定管理者は、市民からの苦情や利用者の意見に、適宜対応し、サービス内容の充実や質の向上に反映できるように、体制や仕組みの整備を行う。市は、指定管理者が行ったサービスの提供に関する苦情等の処理や対応を行う。

9 モニタリングの実施

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）に、その管理する公の施設に関して、管理業務の実施状況や公の施設の利用状況、利用料金の収入実績などを記載した事業報告書を作成し、市へ提出しなければならない。

(2) 業務報告の聴取等

市は、公の施設の設置者としての責任を果たすため、サービス水準や適正な運営が確保されるよう、指定管理者に対して、適宜、業務や経理状況の報告を求め、実地調査を行い、必要に応じて業務内容の改善等についての指示を行う。また、指定管理者が倒産した場合には、公の施設の利用に大きな影響を与えることとなるため、公の施設の収支状況だけでなく、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握しておくことも必要となる。なお、業務報告の聴取等の結果については、市のホームページ及び指定管理施設で公表する。

(3) 指定の取消し及び管理業務の停止

指定管理者が、市の指示に従わないときやその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。なお、災害時に、指定管理者が管理する公の施設を、避難所などの救助活動等に使用する場合にも、必要に応じて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(4) モニタリングマニュアルの活用

(1)から(3)の詳細な内容については、「蕨市指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアル」をよく踏まえて、各協定で定める。

10 リスクへの適切な対応

(1) リスク分担

市と指定管理者は、施設のリスクの顕在化に伴う損失の発生を最小化するため、想定されるリスクを可能な限り明確にした上で、対応能力、その帰責事由の有無等を考慮して適切なリスク分担を事前に行う。なお、リスク分担の詳細については、各施設の特性を踏まえて、協定で定める。

(2) 市の賠償責任

設計や建物の構造に不完全な点がある場合や、維持、修繕や保管に不完全な点がある場合など、公の施設の設置又は管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で、利用者に損害が生じた場合には、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条の規定により、設置者である市は、賠償責任を負うこととなる。

また、公の施設の管理に当たって指定管理者の行為が原因で利用者に損害が発生した場合には、国家賠償法第1条の規定により、設置者である市は、賠償責任を負うこととなる。

(3) 賠償請求等の対応

市が被害者に直接賠償したときで、指定管理者に故意又は重過失がある場合は、指定管理者に対し、求償することができる。指定管理者は、過失責任の割合等に関する争訟等の発生を避け、被害者に対して迅速な対応を可能とするため、施設賠償責任保険に加入し、賠償責任へ対応することを原則とする。

また、市は、保険の付保範囲、必要な補償内容、既加入の保険の内容等について募集要項・協定に明記する。